

令和7年度 港湾空港関係の工事・業務における 総合評価等実施方針

- 本運用方針に基づき個別に適用される評価項目等は、入札説明書を参照してください。
- 本方針の内容は予告なく変更する場合がありますので、ご承知おき願います。

工事関係

1. ワーク・ライフ・バランス等関連認定企業の評価【継続・更新】
2. 発注標準の見直し【新規】
3. 出産、育児、介護に伴う主任（監理）技術者配置変更等について（試行）【新規】
4. 港湾局版S I 型制度について【新規】
5. その他（若手・女性技術者奨励賞）【新規】

令和6年4月1日公告案件から適用中

令和7年5月21日公告案件から適用

【概要】

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日・すべての女性が輝く社会づくり本部）（以下「取組指針」という。）に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されるための取組として、法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点点評価することについて、**次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、評価基準を一部改正する。**

■対象工事

港湾土木A等級の工事（WTO政府調達対象事業を含む）

技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約

令和7年10月1日以降公告する案件より、すべての工事に拡大する見込み

■評価基準

次に示すいずれかの認定を受けている

- ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし、えるぼし認定企業等）
- ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん、くるみん（令和7年4月1日以降の基準）、くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）、くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）、くるみん（平成29年3月31日までの基準）、トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）、トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）認定企業）
- ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

1.ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価【継続】

令和6年4月1日公告案件から適用中

■総合評価における加点

- ・WTO対象外工事及び段階選抜を行うWTO対象工事では「企業の能力等」の中で1点の加点評価を行う。
 - ・段階選抜を行わないWTO対象工事では外枠で1点の加点評価を行う。
- ※共同企業体の場合、代表者又は構成員のいずれかがワーク・ライフ・バランス等推進企業であれば加点対象とする。

<配点割合>

■施工能力評価型 I型・II型

(競争参加資格対象)	総合評価対象 40(30)※2		総合評価対象 3(2)※2
施工計画※1	企業の能力等 20(15)※2	技術者の能力等 20(15)※2	賃上げの実施に関する評価 3(2)※2

- ※1 施工計画は、二段階で評価し、原則、「可」か「不可」のみを審査し、点数化しない（施工能力評価型I型）。
- ※2 ()の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。

■技術提案評価型 S型

型

(WTO以外)	総合評価対象 60(40)※1			総合評価対象 4(3)※1
	段階的選抜対象 30(20)※1			
	技術提案 30(20)※1	企業の能力等 15(10)※1	技術者の能力等 15(10)※1	賃上げの実施に関する評価 4(3)※1
(WTO対象)	総合評価対象 60	段階的選抜対象※2 30		総合評価対象 4
(段階選抜を行う場合)	技術提案 60	企業の能力等 15	技術者の能力等 15	賃上げの実施に関する評価 4
(WTO対象)	総合評価対象 60	総合評価対象 4	総合評価対象 1	
(段階選抜を行わない場合)	技術提案 60	賃上げの実施に関する評価 4	WLB関連認定企業の評価 1	

- ※1 ()の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。
- ※2 WTO対象工事で段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」及び「技術者の能力等」は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、賃上げの実施に関する評価と施工体制（選択）のみを評価項目とすることを原則とする。

■技術提案評価型 A型

総合評価対象 70(50)※1	段階的選抜対象※3 40or60			総合評価対象 4(3)※1
技術提案 70(50)※1	簡易な技術提案※2 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20	賃上げの実施に関する評価 4(3)※1

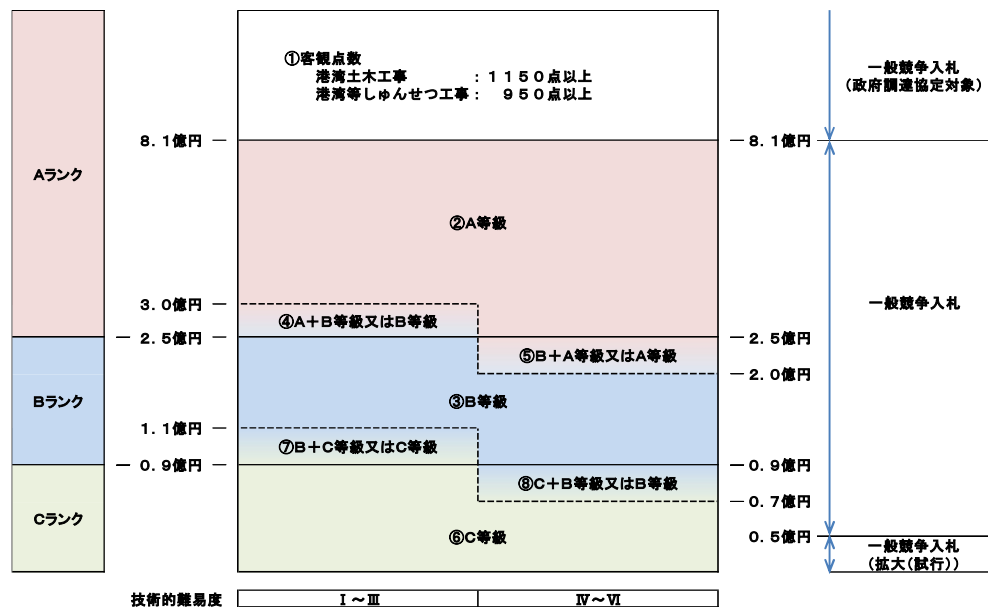
- ※1 ()の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。
- ※2 簡易な技術提案は段階的選抜方式で必要に応じて評価する。簡易な技術提案としては、総合評価で求める技術提案の概要とその実現可能性や実績を求める方法、総合評価で求める数テーマの課題のうち、1テーマを先行して求める方法等が考えられる。
- ※3 段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」、「技術者の能力等」及び「簡易な技術提案」（選択）は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、賃上げの実施に関する評価と施工体制（選択）のみを評価項目とする。

2. 発注標準の見直し【新規】

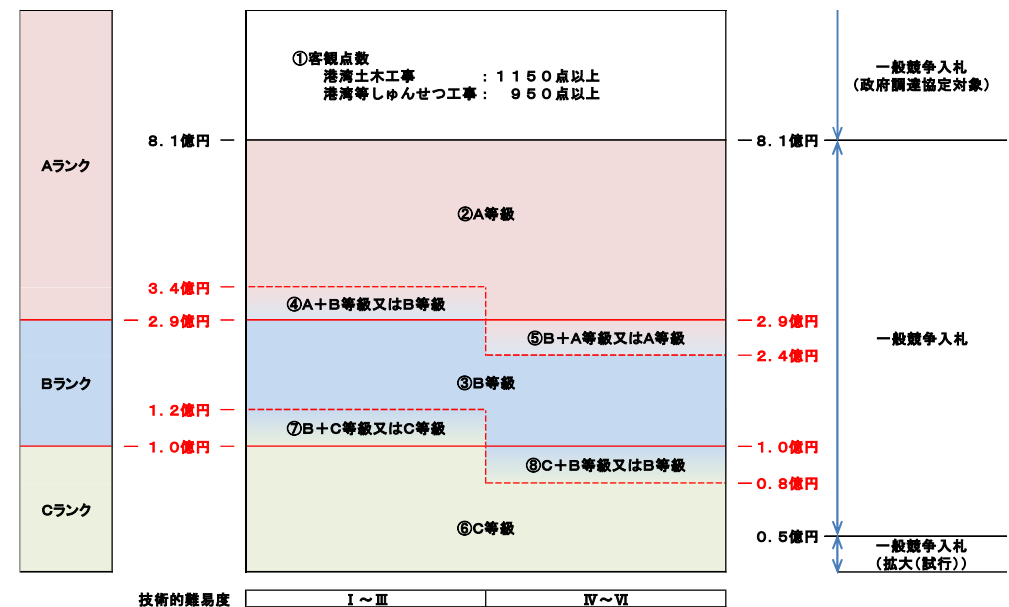
令和7年4月1日以降の契約案件より適用中

○発注標準の等級区分を見直し

＜港湾土木工事・港湾等しゅんせつ工事の場合＞
工事・発注方針（見直し前）



令和7年4月以降発注方針（見直し後）



＜地域要件（本店等の所在地）＞

- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②～⑤: 関東管内に本店・支店・営業所
- ⑥: 施工都県内に本店
- ⑦, ⑧: B業者については関東管内に本店・支店・営業所
- C業者については施工都県内に本店・支店・営業所

※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

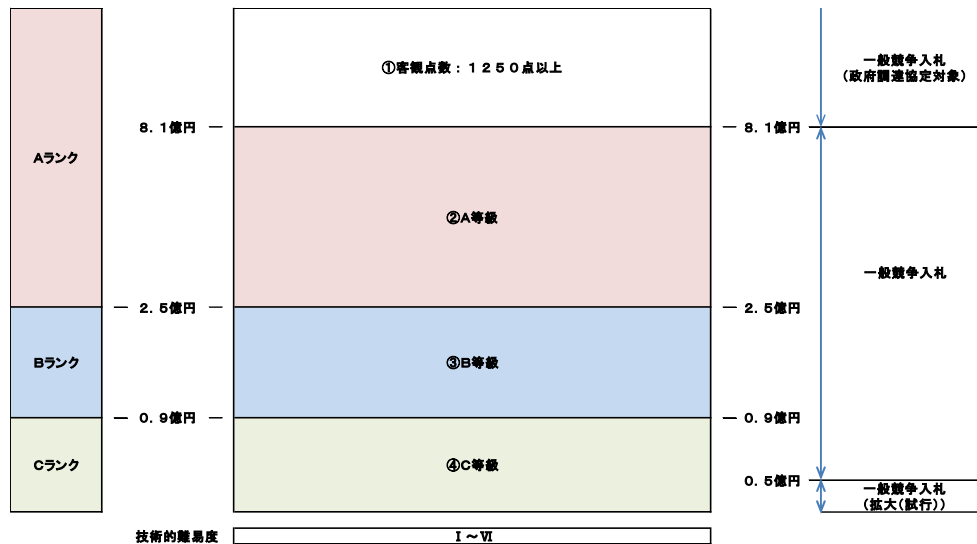
2. 発注標準の見直し【新規】

令和7年4月1日以降の契約案件より適用中

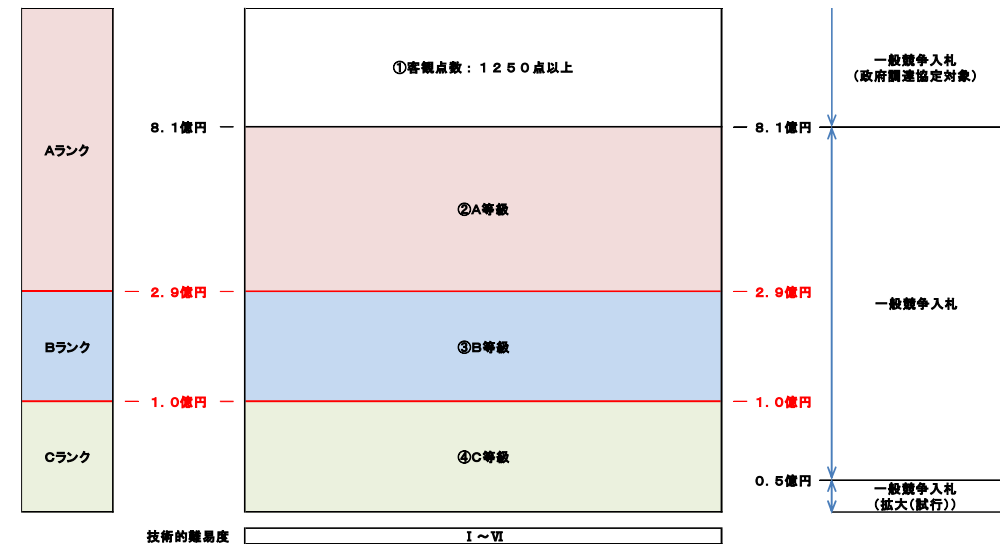
○発注標準の等級区分を見直し

<空港等土木工事の場合>

工事・発注方針(見直し前)



令和7年4月以降発注方針(見直し後)



<地域要件(本店等の所在地)>

- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②, ③: 関東管内に本店・支店・営業所
- ④: 施工都県内に本店

※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。

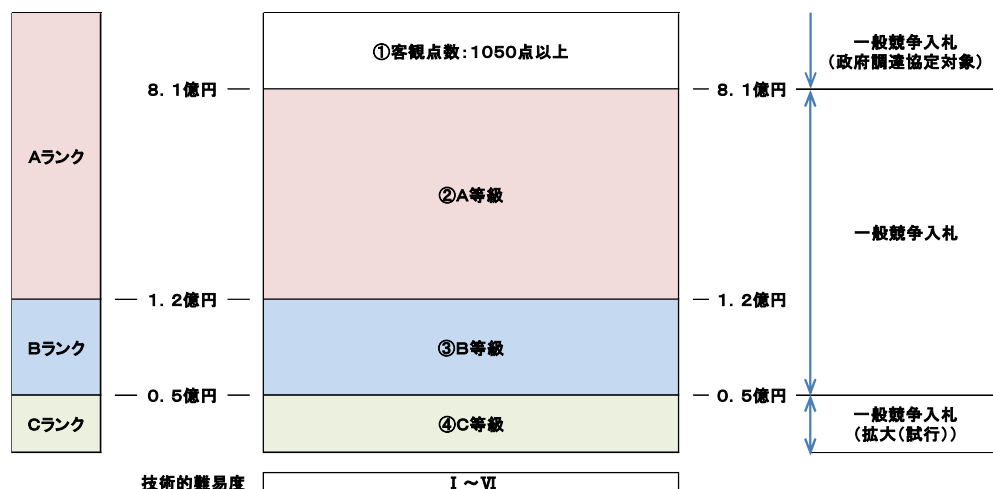
- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

2. 発注標準の見直し【新規】

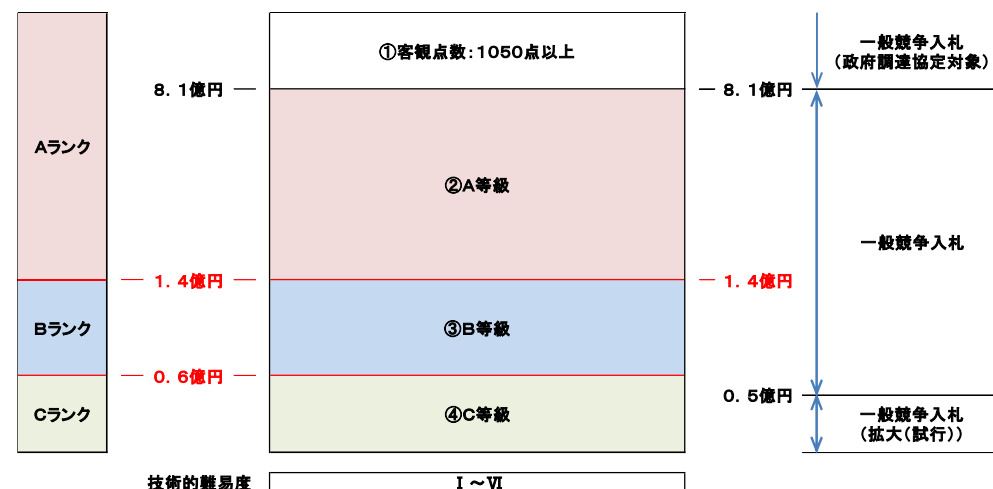
令和7年4月1日以降の契約案件より適用中

＜空港等舗装工事の場合＞

工事・発注方針（見直し前）



令和7年4月以降発注方針（見直し後）



＜地域要件（本店等の所在地）＞

- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②,③: 関東管内に本店・支店・営業所
- ④: 施工都県内に本店

※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。

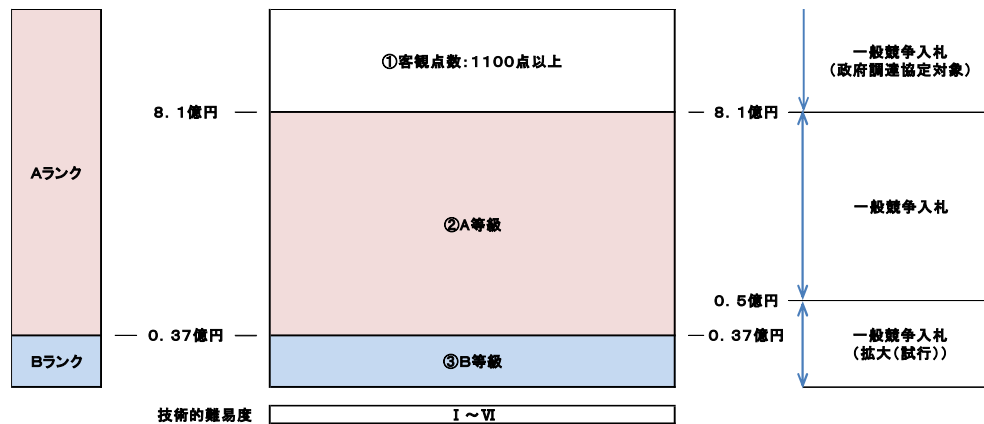
- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

2. 発注標準の見直し【新規】

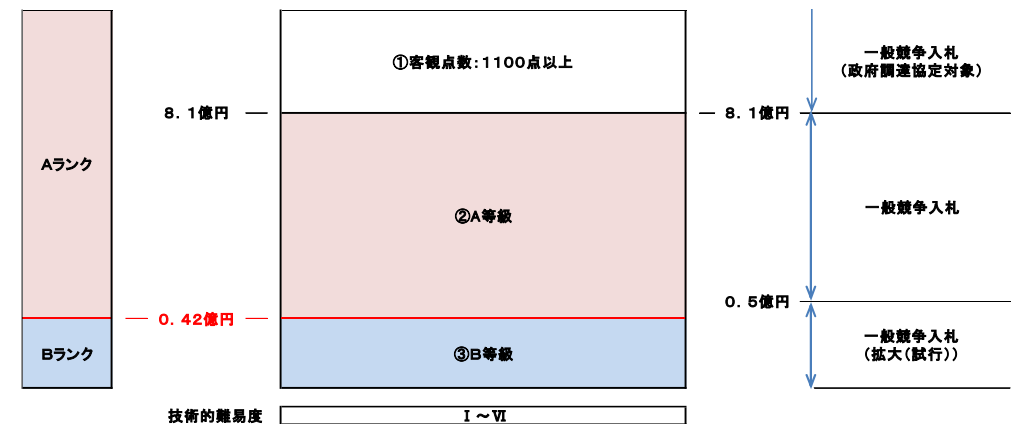
令和7年4月1日以降の契約案件より適用中

＜港湾等鋼構造物工事の場合＞

工事・発注方針（見直し前）



令和7年4月以降発注方針（見直し後）



＜地域要件（本店等の所在地）＞

- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②: 関東管内に本店・支店・営業所
- ③: 施工都県内に本店

※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

令和7年5月30日以降に該当した場合に適用

【概要】

港湾空港関係工事における技術者不足や担い手確保、育成に向けた取組の一環として、主任技術者又は監理技術者の途中交代に関する要件を、**出産、育児、介護に伴い場合に限り一部緩和するもの**

令和6年3月8日より実施していた「主任技術者又は監理技術者の配置変更等について」は改正に読み替えて適用する

(従前) 【廃止】

主任技術者又は監理技術者の配置変更等について

■ 対象工事

全発注工事案件

■ 配置予定主任（監理）技術者の確認

工事着手日1週間前を過ぎた日以降は、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職の場合のほか、次の①～③に掲げる場合でやむを得ないとして承認された場合の外は技術者の変更は認められない。

①受注者の責によらない契約事項の変更を伴う場合

②工場から現地への工場の現場が移行する場合

③工事工程上技術者の交代が合理的な場合

やむを得ず配置技術者を変更する場合は、当局が掲げる条件を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(改正)

主任技術者又は監理技術者の配置変更等について(試行)

■ 対象工事

全発注工事案件

■ 技術者の要件、評価方法

工事着手日1週間前を過ぎた日以降は、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職の場合のほか、次の①～③に掲げる場合でやむを得ないとして承認された場合の外は技術者の変更は認められない。

①受注者の責によらない契約事項の変更を伴う場合

②工場から現地への工場の現場が移行する場合

③工事工程上技術者の交代が合理的な場合

やむを得ず配置技術者を変更する場合は、当局が掲げる条件を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。**このうち、出産、育児、介護に伴う技術者の変更に限り、同等以上の技術力を50%以上満たす者とする。**

3. 出産、育児、介護に伴う主任（監理）技術者配置変更等について（試行）【新規】

◆ 担い手育成・確保のため主任（監理）技術者の変更要件を一部緩和（試行）

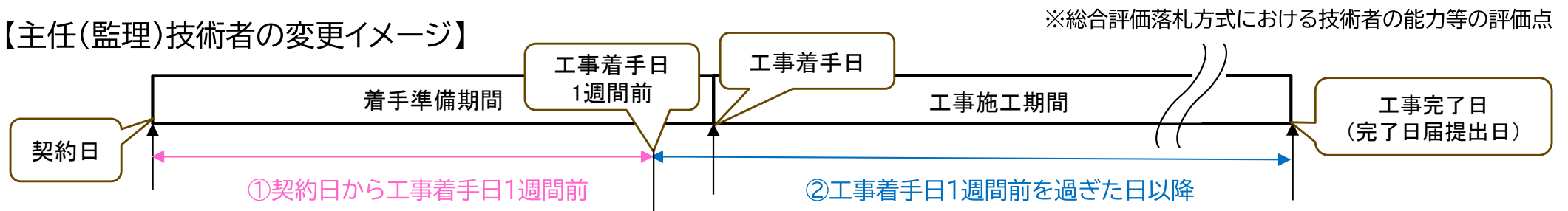
WTOの場合（従来通り）

期 間	①契約日から工事着手日1週間前まで	②工事着手日1週間前を過ぎた日以降
変更動機	特になし	・死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等 ・①から③に掲げる場合でやむを得ないとして承認された場合 ①受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合 ②工場から現地へ工事の現場が移行する場合 ③工事工程上技術者の交代が合理的な場合
変更要件	監理技術者に求める競争参加要件を満たしていること（同種工事要件など）	

WTO以外の場合（要件緩和）

期 間	①契約日から工事着手日1週間前まで	②工事着手日1週間前を過ぎた日以降
変更動機	特になし	・死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等 ・①から③に掲げる場合でやむを得ないとして承認された場合 ①受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合 ②工場から現地へ工事の現場が移行する場合 ③工事工程上技術者の交代が合理的な場合
変更要件	監理技術者に求める競争参加要件を満たしていること（同種工事要件など） 変更前の技術者と同等以上の技術力※が確保されること。	
		緩和 → 変更前技術者の50%以上の技術力を有すること

【主任（監理）技術者の変更イメージ】



S I 型とは

発注者が求める品質（安全性、工期、脱炭素等含む）に対して技術提案を求め、発注者が公告時の設計図書で示す標準的な仕様（機材・資材・工法等）よりも品質向上が期待される提案として認めれる 場合に、変更契約により当該技術提案を採用する方式である。

港湾局の方針

○WGを立ち上げ、地方整備局の意見を踏まえつつ制度設計を行う。

5. その他（若手・女性技術者奨励賞）【新規】

令和7年8月1日以降の公告案件より適用

○将来の担い手育成と若手・女性の入職促進に資することを目的として、若手・女性技術者奨励賞（事務所長等表彰）を創設予定。
総合評価において若手・女性技術者奨励賞受賞者を加点評価する。

業務関係

1. ワークライフバランス等推進企業の評価【新規・予定】
2. 若手、女性技術者の活躍を評価【新規・予定】
3. インフラDX大賞及び関東インフラDX大賞の評価【新規・予定】

令和7年10月1日以降公告案件から適用予定

【概要】

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部)に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されるための取組として、法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価することとする。

プラチナえるぼし・えるぼし



プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん



ユースエール



■対象業務

総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

■評価基準

次に示すいずれかの認定を受けていること

- ・女性活躍推進法に基づく認定等

【プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等】

- ・次世代法に基づく認定

【プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業】

- ・若者雇用促進法に基づく認定

【ユースエール認定企業】

- ・配点: 0.5点

令和7年8月1日以降広告案件から適用調整中

【概要】
関東地方整備局において、建設工事等で活躍している若手・女性の技術者を表彰し、より一層、建設業界の魅力発信や将来の担い手育成、若手・女性の入職促進に資することを目的として、『若手・女性技術者奨励賞』を創設し、令和7年度から表彰を開始することから、表彰を受けた技術者を加点評価することとする。

■ 対象業務
総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

- 総合評価における加点
- ・対象期間については、過去3年間を対象とする。（年度切替は8月1日。）
 - ・優良技術者表彰等との累積加点は行わない。

判断基準			配点
優秀技術者 表彰等	①関東地方整備局発注(港湾空港関係)の令和4年度から令和6年度末までに完了した業務(測量・調査or建設コンサルタント等)の優秀技術者表彰の実績又は優良業務表彰案件に担当技術者として従事した実績の有無	局長表彰の実績有り	5
		海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞の受賞有り	5
	②関東地方整備局発注(港湾空港関係)の令和4年度から令和6年度末までに完了した業務のうち管理技術者として従事した業務(測量・調査or建設コンサルタント等)の災害協定に基づく活動実績に対する感謝状の有無	部長・事務所長表彰の実績有り	3
		海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞奨励賞の受賞有り	3
	③令和4年度から令和6年度における海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞等(港湾空港関係)の受賞の有無	災害協定の締結に基づく災害活動に対する感謝状有り	1
		若手・女性技術者奨励賞の受賞有り	1
	④関東地方整備局発注(港湾空港関係)の令和4年度から令和6年度末までに完了した業務における若手・女性技術者奨励賞の受賞の有無		
※ 評価点は累加しない			加点しない

令和7年8月1日以降広告案件から適用調整中

【概要】
国土交通省では、建設現場の生産性向上に関する優れた取組を表彰し、ベストプラクティスを広く普及・展開することを目的に、平成 29 年度に「i-Construction 大賞」を創設し、令和4年度よりこの取り組みを拡大し「インフラ DX 大賞」として表彰を行っている。
さらに、関東地方整備局において、令和6年度より「関東インフラDX大賞(局長・事務所長等表彰)」を創設し表彰することから表彰を受けた者を加点評価することとする。

■ 対象業務
総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

- 総合評価における加点
- ・対象期間については、過去 3 年間を対象とする。(年度切替は 8 月 1 日。)
 - ・優良業務表彰とインフラDX大賞表彰の累積加点は行わない。

評価項目		判断基準	配点
優良業務表彰	① 関東地方整備局発注(港湾空港関係)の令和4年度から令和6年度末までに完了した業務(測量・調査or建設コンサルタント等)の優良業務表彰	局長表彰の実績有り	5
	② 国の機関又は地方公共団体等発注(いずれも港湾空港関係)の令和4年度から令和6年度末までに完了した業務のインフラDX大賞(工事・業務部門における国土交通大臣賞、優秀賞)の受賞有り	部長・事務所長表彰の実績有り	3
		インフラDX大賞(工事・業務部門における国土交通大臣賞、優秀賞)受賞有り	3
		関東インフラDX大賞(局長)の受賞有り	2
	③ 関東地方整備局発注(港湾空港関係)の令和4年度から令和6年度末までに完了した業務の関東インフラDX大賞(局長、事務所長)の受賞有り	関東インフラDX大賞(事務所長)の受賞有り	1
		表彰の実績無し	加点しない

※ 評価点は累加しない
※ 設計共同体の場合は、最も加点が大きくなる構成員の評価点をその設計共同体の評価点とする。